

令和5年度版

岡崎市認知症高齢者等 位置情報検索サービス導入費 補助金交付の手引き

目次

1 制度概要	2頁
2 サービス提供事業者一覧	5頁
3 手続きの流れ	7頁
4 記載例	8頁
5 様式・要綱集	10頁
6 Q&A	16頁

発行：令和5年12月25日

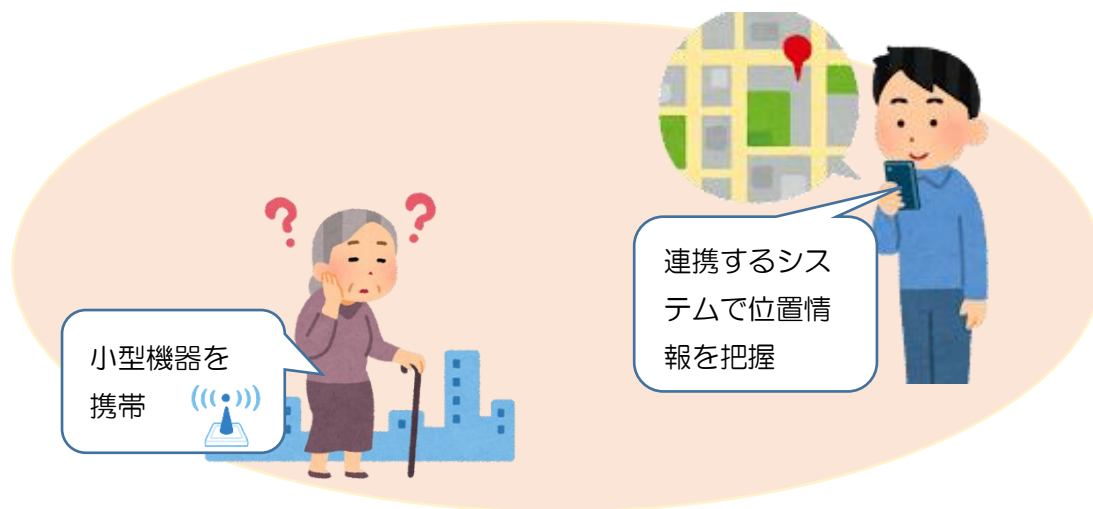
1 概要

(1) 位置情報検索サービスとは

認知症等のかたが自宅から外出し行方不明となるケースが多く発生し、これにより悲しい事故が発生していることは少なくありません。事故を未然に防ぐためには、認知症等のかたを早期に発見し、安全確保を行うことが重要です。

位置情報検索サービスは、GPS等機器を認知症等のかたが携帯し行方不明になった場合、そのかたの位置をインターネットを用いて把握することができる民間事業者の提供するサービスで、認知症等のかたを捜索する有効な手段の一つとなっています。

岡崎市では、このサービスの導入にかかる初期費用の一部を補助します。



このサービスを有効に活用するにはご家族等の支援が必要です

位置情報検索サービス機能を有効に活用するために、ご家族等には次のことをお願いします。

- ・小型機器を常に利用できるよう充電などの管理をする
- ・本人に日頃からGPS等機器の携帯を促す
- ・行方不明になった場合、当サービスを利用し、本人の位置を確認するとともに、早急に警察への行方不明の届出を提出し、本人の安全確保を行う

(2) 補助対象者・担当窓口

補助対象者は、次のア～エのすべてに該当するかたのご家族等です。

補助要件	備考
ア 認知症高齢者等見守りネットワーク事業の事前登録制度（※）に登録している	以下（※）参照
イ 在宅で生活している	グループホームや入院などは対象外です。
ウ 要介護（支援）認定・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・児童通所支援受給者証のいずれかを有している	
エ GPS等機器を適正に管理するかたの指定ができる	2ページに記載の日常的な管理をお願いします。

（※）認知症高齢者等見守りネットワーク事業の事前登録制度

概要	認知症等により行方不明になるおそれのあるかたの情報を、事前に市へ登録できます。登録した情報は、岡崎警察署、地域包括支援センター等と共有し、日ごろの見守りや、行方不明時の検索、おかえりメールの配信に役立てます。	
対象要件	本市に住民登録があり、自ら外出し行方不明となるおそれがあるかたで、次のいずれかに該当するかた	
	ア	65歳以上で認知機能の低下がある
	イ	40～64歳で医師による認知症の診断を受けている
	ウ	療育手帳の交付を受けている
	エ	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
オ	児童通所支援受給者証の交付を受けている	【担当窓口】 長寿課 予防係 電話：23-6837 FAX：23-6520 福祉会館1階⑱窓口 障がい福祉課 障がい1係・2係 電話：23-6867 (エの場合 23-7674) FAX：25-7650 福祉会館1階⑰窓口

(3) 補助の内容

補助額は、位置情報検索サービスの導入にかかる初期費用（上限 10,000 円、1,000 円未満切捨て）です。

対象者 1 人につき 1 回限りの補助となります。

対象となる費用、ならない費用は次のとおりです。

対象となる導入費用	対象とならない費用
<ul style="list-style-type: none">●GPS 等機器、専用シューズ、充電器などの購入の導入費用（送料含む）●位置情報検索システムの導入手数料	<ul style="list-style-type: none">●GPS 等機器等の修繕、紛失、返却、解約などにかかる費用●位置情報検索システムの月額利用料や通信料●事業者による現場駆けつけサービスや検索支援サービスの利用料

(4) 補助対象となるサービスの基準

補助対象となるサービスは、次のすべての基準を満たすものです。

- ア 主にGPS 等機器を保有する者の位置情報を把握することが目的であること
- イ 衛星測位システムを利用して機器の位置情報を取得する機能を有すること
- ウ 一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有していないこと
- エ 高齢者等が容易に携帯できる大きさ及び重さであること
- オ GPS 等機器の連続動作時間が最大 200 時間以上であること
- カ GPS 等機器及び位置情報取得に係る操作方法等について、利用者から直接電話等による問合せができる窓口を設置していること

これらの基準をすべて満たすサービスの例を次のページに記載しますので、参考にしてください。

2 サービス提供事業者一覧

※価格は税込み

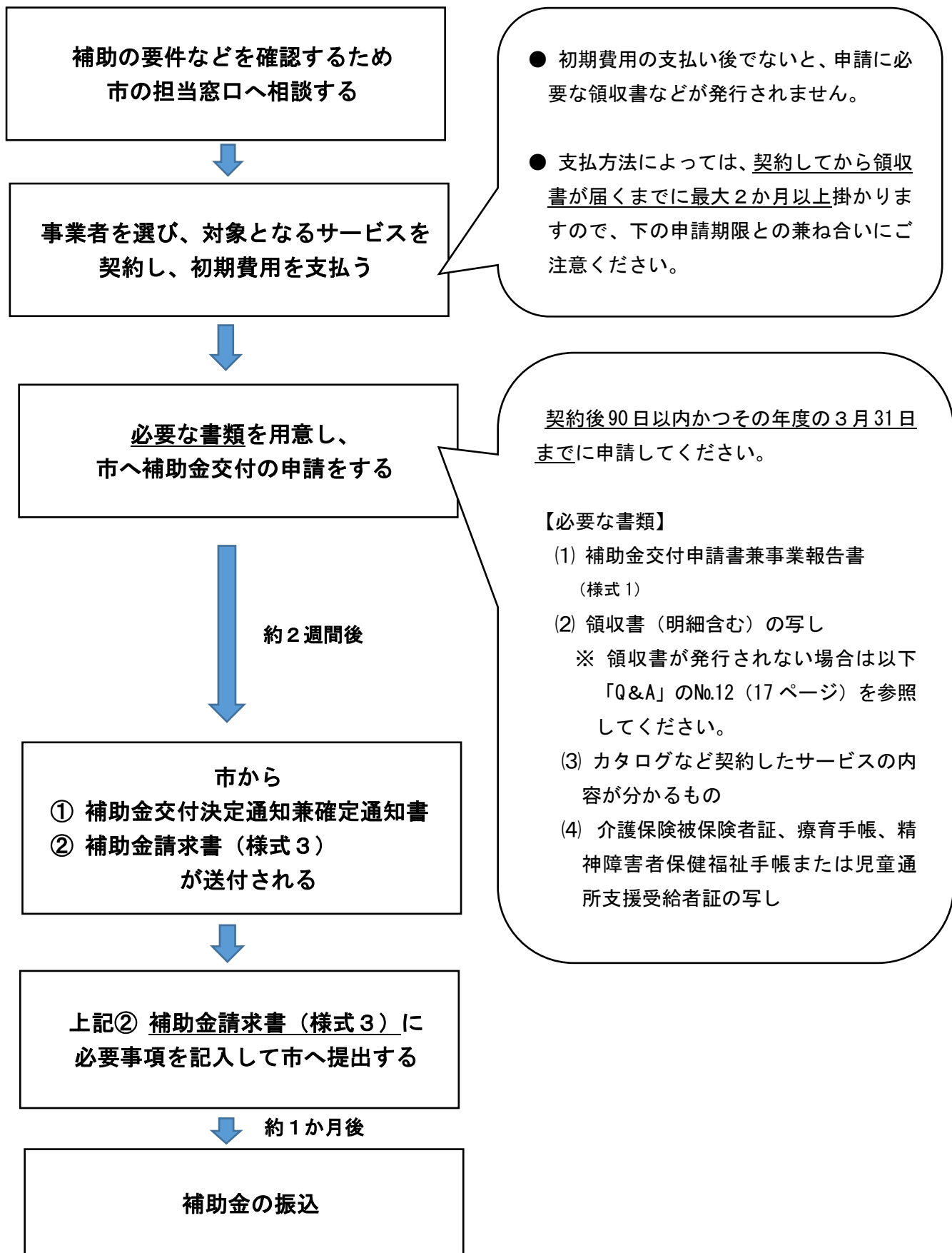
サービス名	ココセコム	まもるっく	ミマモルメ	どこさいる	あんしん花子	
事業者名	セコム株式会社	総合警備保障株式会社	ミマモルメ株式会社	株式会社 やさしい手	株式会社 サイチ	
電話	0120-85-5756	0120-39-2413	0570-081-300	0120-885-082	0563-59-5252	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●現場駆けつけサービスあり ●GPS等機器に防犯ブザー、コールセンター通話機能あり 	<ul style="list-style-type: none"> ●現場駆けつけサービスあり ●指定した3者まで通話機能あり 	<ul style="list-style-type: none"> ●履歴型（定期的に位置情報を取得）又は手動型（手動時に位置情報を取得）を選択可 ●専用靴に設置可能（※手動型のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ●メール通知（自動通知）機能あり ●専用靴に設置可能 	<ul style="list-style-type: none"> ●専用靴に設置可能 ●履き慣れた靴・お気に入りの靴にも加工可（別途費用） 	
補助対象（1万円上限）	初期費用	4,400円～4,950円	6,600円	履歴型：6,380円 手動型：18,480円	5,500円（充電器・送料込）	26,180円
	付属品	以下のどちらか ・充電器 2,750円 ・予備バッテリーとバッテリー充電器 6,490円	充電器：4,400円	手動型のみ：専用靴（送料込） ・マジックテープ型：9,680円 ・紐靴型：11,880円	ACアダプタ充電器：1,650円 専用靴（送料含む） ・マジックテープ型：8,580円 ・紐靴型：10,780円	以下、初期費用に含む ・充電用USBケーブル ・ACアダプタ ・端末設定、靴の選定の自宅への出張サポート
自己負担	月額利用料	1,320円	1,870円	履歴型：638円 手動型：2,090円	2,200円	1,980円
	その他費用	電話検索支援 220円/回 現場駆けつけサービス 11,000円/回	位置検索 5円/回 現場駆けつけサービス 6,600円/回（1時間以内） 通話料金 20円/30秒 SMS利用料金 3円/回（電話、SMSは月400円まで無料）	充電器個人で別途購入が必要 履歴型：充電用ACアダプタ（推奨：5V/1A、急速充電非対応） 手動型：充電用USBケーブル（Type-C）とACアダプタ（5V/0.5A）	電話検索支援 220円/回	専用靴 ・マジックテープ型（黒色）：8,580円 ・紐型（色4種類あり）：10,780円

サービス名	ココセコム	まもるっく	ミマモルメ	どこさいる	あんしん花子
GPS等機器 (タテ×ヨコ×厚さ、重さ)	8.4 × 4.6 × 1.6 cm 約 67 g	10.1 × 5.4 × 12.2cm 94 g	履歴型： 3.8×5.7×1.5cm、 34 g 手動型： 4.8×3.9×1.2cm、 25.5 g	4.5×3.8×1.18 cm 25.5 g	4.75×3.85×1.18 cm 25 g
充電頻度	最大 350 時間	最大 350 時間	最大 240 時間	最大 300 時間	最大 240 時間
通信可能エリア	auLTE エリア (4G)	ドコモ LTE エリア (4G)	ドコモ LTE エリア (4G)	ドコモ LTE エリア (4G)	ドコモ LTE エリア (4G)
契約期間	3 年間	3 年間	なし	なし	なし
領収書発行	可	不可	可	可	可
支払方法	クレジットカード	クレジットカード又は口座振替	口座振替	クレジットカード又は口座振替	クレジットカード又は口座振替
申込方法	WEB、電話	WEB、電話	電話	WEB、電話	WEB、電話、メール

※ 記載のない事業者のサービス・機器等については契約前にご相談ください。

※ 上記内容は令和5年9月1日現在のものです。随時更新されますので詳しくは各事業者にご確認ください。

3 手続きの流れ



4 記載例

様式第1号（要綱第7条関係）

岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金交付申請書兼実績報告書

令和4年4月10日

(宛先)

ご家族等の情報を記入
してください。
本人の署名でない場
合は押印が必要です。

(家族等) 住 所 岡崎市十王町2丁目9番地
氏 名 岡崎 太郎 (※)
※ 本人署名（手書き）の場合は押印不要です。
生年月日 昭和50年7月1日
電話番号 090 - 0000 - 0000
対象者との続柄 子

GPS 機器を利用する
かたの情報を記入
してください。

位置情報検索サービス導入費等補助金交付要綱第7条に基づき、次の
対象者の住民基本台帳及び要介護（支援）認定、サービス利用状況
を照会確認のために必要な情報を岡崎市が閲覧することを承諾します。

対象者	住所	444-0022 電話：0564 - 00 - 0000 岡崎市朝日町3丁目2番地	
	フリガナ	オガキ ハコ	生年月日 昭和20年8月1日 (77歳)
GPS等機器を管理する者	氏名	岡崎 花子	
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 上記申請者に同じ	氏名
書類送付先	住所	〒 -	
	氏名	続柄	
対象要件 ※ すべてに <input checked="" type="checkbox"/> を記入できること	<input checked="" type="checkbox"/> 認知症高齢者等見守りネットワーク事業において事業実施している		
	<input checked="" type="checkbox"/> 要介護（支援）認定、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている <input checked="" type="checkbox"/> 要介護（支援） <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神手帳 <input type="checkbox"/> 児童福祉手帳 (有効期限：令和4年1月1日 ~ 令和5年12月31日)		
位置情報検索サービス	製品・サービス名	ココセコム	
	事業者名	セコム株式会社	
	契約日	令和4年4月5日	
	導入経費	金 8,690 円 (税込) ※通信費等は除く	
補助金交付申請額	金 8,000 円 ※上限1万円、千円未満切捨て		
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 位置情報検索サービス導入費等補助金交付申請書兼実績報告書 <input checked="" type="checkbox"/> カタログ等、導入経費の領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証、要介護（支援）認定書、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、児童福祉手帳 ※ 上記書類を添付する場合は、申請書に添付書類の枚数を記入してください。		

機器を管理するかた
が申請者と同じであ
れば“”のみで可
です。

市からの書類の
送付先を一つ選
んでください。

月額利用料は
除きます。

上の導入経費に対し、
上限10,000円かつ
1,000円未満切捨て

岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金請求書

令和4年5月1日

(宛先) 岡崎市長

申請者(家族等) 住 所 岡崎市十王町2丁目9番地
氏 名 岡崎 太郎 (※)

※ 申請者本人の署名(手書き)の場合は押印不要です。

申請書の申請者(ご家族等)と同じかたの情報を記入してください。
本人の署名でない場合は押印が必要です。

令長第0000号で交付額確定通知のあった岡崎サービス導入費等補助金について下記のとおり請

記

- 1 対象者
岡崎 花子
- 2 請求額
¥ 8,000. -

3 振込先(口座名義人は申請者と同一の者に限ります。)

金融機関	岡崎	銀行 信用金庫 農 協	支店名	十王	本店 支店 出張所
預金種目	普通 ・ 当座				
口座番号	0123456				
交付確定額	金 8,000 円				
(フリガナ)	オカザキ タロウ				
口座名義人	岡崎 太郎				

口座名義人は申請者と同じかたに限ります。

5 要綱・様式集

岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費について、予算の範囲内において補助するため、補助金の交付に関し、岡崎市補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、認知症高齢者等が行方不明になった場合の早期発見のため、当該高齢者等を介護している家族等によるGPS等機器を用いた位置情報検索システムの利用を促進することにより、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、認知症等になっても地域で暮らし続けることができる環境を構築することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) GPS等機器 GPSを始めとする衛星測位システムを内蔵し、その位置情報を検索できる端末機器をいう（ただし、一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有するものを除く。）
- (2) 位置情報検索サービス GPS等機器の位置情報を、インターネット等を用いることにより検索できる仕組みを有するものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、以下の各号のいずれにも該当する認知症高齢者等を支援する家族等とする。

- (1) 岡崎市認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱（以下「ネットワーク事業要綱」という。）第3条第1項3号に規定する要件に該当する者（ただし、同号に規定する第1号対象者については、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者に限る。）
- (2) 在宅で生活している者（入院及び施設入所している者を除く。）
- (3) これまでに本要綱に基づき導入したGPS等機器を利用したことのない者

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表1に掲げる基準を満たす位置情報検索サービスの導入に要する経費であって、別表2に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、当該額が1万円を超えるときは1万円とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、位置情報検索サービスの導入に係る契約を行った日から起算して90日を経過した日又は位置情報検索サービスの導入に係る契約を行った日の属する年度の3月31日のいずれか早く到来する日までに、岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に以下の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置情報検索サービス導入に係る初期費用の支払い手続きが完了したことを証する書類（申請者名義の領収書の写し等）
- (2) 導入したサービス、機器等の内容が確認できる書類
- (3) 介護保険被保険者証の写し（ただし、ネットワーク事業要綱第3条第1項3号に規定する第1号対象者に限る）
- (4) 療育手帳等の写し（ただし、ネットワーク事業要綱第3条第1項3号に規定する第2号対象者に限る）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、GPS等機器の適切な管理、緊急時における位置情報検索システムを用いた位置情報の検索及び岡崎警察署への行方不明者の届出等関係機関への要請を行うGPS等機器管理者を、前項に規定する様式第1号により届け出るものとする。

(交付決定及び確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を認めるときは、岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金請求書（様式第3号）により、市長に対し補助金を請求するものとする。

2 市長は、請求書を受理したときは、その内容を審査した上で、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業により取得したGPS等機器等については、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 位置情報検索サービスの導入に係る契約を行った日から起算して1年間は、当該サービスの利用を継続するものとする。ただし、当該サービス利用の継続が困難と市長が認める場合はこの限りではない。

3 GPS等機器を事業者に戻却したことにより、収入があったときは、市長はその収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

第11条 市長は補助事業に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し、必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(交付決定の取消し又は返還)

第 12 条 市長は、交付決定者が以下の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び交付を取り消すものとし、交付確定金額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき

(2) 関係法令等に違反したとき

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則及び要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金取消決定通知書（様式第 4 号）により交付決定者に通知する。

3 本条第 1 項の規定により、補助金の返還請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期日までに、既に支払われた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑測)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 5 条関係)

1 GPS等機器に関する基準
(1) 主としてGPS等機器を保有する者の位置情報を把握することが目的であること (2) 衛星測位システムを利用して機器の位置情報を取得する機能を有すること (3) 一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有していないこと (4) 高齢者等が容易に携帯できる大きさ及び重さであること (5) GPS等機器の連続動作時間が最大 200 時間以上であること
2 サービスの問合せ窓口に関する基準
GPS等機器及び位置情報取得に係る操作方法等について、利用者から直接電話等による問合せができる窓口を設置していること

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象経費

対象となる初期費用
GPS等機器を用いた位置情報検索サービスの利用開始時に事業者へ一括して支払う以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ GPS等機器 (シューズ、充電器等の専用付属品を含む) の購入に係る費用 ・ GPS等機器 (シューズ、充電器等の専用付属品を含む) の送料 ・ 位置情報検索システムの導入に係る手数料 ・ その他市長が必要と認める費用
対象とならない費用
<ul style="list-style-type: none"> ・ GPS等機器のレンタル等に係る月額又は定期的に支払う費用 ・ GPS等機器の修繕、紛失、返却等により発生する費用 ・ 位置情報検索システムに係る月額又は定期的に支払う利用料 ・ 位置情報検索システムに係る通信料 ・ 位置情報検索システムの検索補助に係る費用 ・ 位置情報検索システムの現場駆けつけに係る費用 ・ 位置情報検索システムの解約により発生する費用

様式第1号（要綱第7条関係）

岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金交付申請書兼実績報告書
年 月 日

(宛先) 岡崎市長

申請者（家族等）住 所
氏 名 (※)
※ 本人署名(手書き)の場合は押印不要です。
生年月日 年 月 日
電話番号
対象者との続柄

岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金交付要綱第7条に基づき、次のとおり申請します。また、対象者の住民基本台帳及び要介護（支援）認定、サービス利用状況等の介護保険情報等、要件確認のために必要な情報を岡崎市が閲覧することを承諾します。

対象者	住所	〒444- 電話： - - 岡崎市		
	フリガナ	生年 月日	年 月 日 (歳)	
GPS等機器を管理する者	住所	☐ 上記申請者に同じ 電話： - - 〒 -		
	氏名	対象者との続柄		
書類送付先	☐ 申請者の住所 ☐ 対象者の住所 ☐ GPS等管理者			
対象要件 ※ すべてに ☑を記入できること	☐ 認知症高齢者等見守りネットワーク事業において事前登録している ☐ 要介護（支援）認定、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は児童通所支援受給者証の交付を受けている ☐ 要介護（支援） ☐ 療育手帳 ☐ 精神手帳 ☐ 児童受給者証 (有効期限： 年 月 日～ 年 月 日) ☐ GPS等機器を管理する者は、機器の管理を適正に行い、検索時においても駆けつけが可能である			
位置情報検索サービス	製品・サービス名			
	事業者名			
	契約日	年 月 日		
	導入経費	金 円（税込） ※通信費等は除く		
補助金交付申請額	金 円 ※上限1万円、千円未満切捨て			
添付書類	☐ 位置情報検索サービス導入に係る支払いが完了したことを証する書類（申請者名義の領収書の写し等） ☐ カタログ等、導入したサービスの内容が確認できる書類 ☐ 介護保険被保険者証、各種手帳又は受給者証の写し			

岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金請求書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

申請者（家族等）住 所.....
氏 名.....(※)

※ 申請者本人の署名(手書き)の場合は押印不要です。

年 月 日付け 岡崎市指令長第 号で交付額確定通知のあった岡崎市
認知症高齢者等位置検索支援サービス導入費等補助金について下記のとおり請求
します。

記

1 対象者

2 請求額

3 振込先（口座名義人は申請者と同一の者に限ります。）

金融機関	銀 行 信用金庫 農 協	支店名	本店 支店 出張所
預金種目	普通 ・ 当座		
口座番号			
交付確定額			
(フリガナ)			
口座名義人			

6 Q & A

No.	質問	回答
1	補助を受けたい場合、まず何をすれば良いですか？	<p>まずは担当窓口（3ページ）へご相談ください。（電話でも可）</p> <p>この事前相談は必須ではありませんが、GPS等機器・サービスの種類や、契約する時期によって、補助の対象にならない場合がありますので、念のための事前に確認いただくのが無難です。</p>
2	申請書等はどこへ提出したらよいですか？	担当窓口（3ページ）へ提出してください。
3	郵送で申請書等を提出しても良いですか？	<p>郵送による受付も行っていますが、不備がないか今一度ご確認ください。</p> <p>【送付先】 〒444-8601 岡崎市役所●●課●●係 宛 （※ 住所は記載なしで届きます。）</p>
4	申請書はどこでもらえますか？	市役所長寿課または障がい福祉課で配布するほか、市ホームページから印刷することもできます。
5	申請者は誰になりますか？	<p>認知症等により行方不明になるおそれのあるかたを支援するご家族等です。</p> <p>事業者へ支払った費用の領収書の名義人、補助金の振込口座の名義人もそのご家族等になります。</p>
6	申請者が市外在住ですが申請できますか？	<p>ご本人が対象者要件であれば、申請者は市外のかたでも可能です。</p> <p>ただし、小型端末を管理し、携帯していただくように本人に促すなど適正に管理できるかたを指定してください。</p>
7	申請書は代理の人に提出してもらっても良いですか？	代理の方による受付も行っています。

8	「対象となるサービス提供事業者一覧」(5～6ページ)に記載のない事業者によるサービスも補助の対象になりますか？	当一覧にない事業者であっても4ページの(4)の基準を満たしていれば補助の対象になりますが、念のため事前に担当窓口を確認してください。
9	スマートフォンやタブレットでもGPS等の機能を有するものがありますので、それは補助の対象となりますか？	一般的な通話機能とウェブサイト閲覧機能を有しない機器が補助の対象となりますので、スマートフォン、タブレットは補助の対象になりません。
10	事業者との契約は済みましたが、初期費用の支払いが済むまで領収書の発行ができないと言われました。領収書がなくても補助金の申請はできますか？	補助金の支払いを行うため、市は領収書により次のことを確認しています。 ① 申請者の名義であること ② 領収日 ③ 領収金額(補助が初期費用のみであるため場合によっては内訳・明細が必要) ④ 契約した事業者名 よって、支払いが済み、領収書が発行されてからでないと補助金の申請はできません。
11	領収書の発行までに契約から2か月程かかると事業者から言われました。申請期限である年度末(3月31日)に間に合いそうにない場合どうしたら良いですか？	申請期限以降は受け付けできませんので、申請期限を意識して契約・申請を行ってください。
12	事業者への支払方法がクレジットカード支払いのため領収書が発行できないと言われましたが、どうしたら良いですか？	領収書により市が確認している点はNo.10記載の①～④となりますので、それらを確認するため、この場合は領収書の代わりに次の両方の提出が必要になります。 ① クレジットカード利用明細等の写し(クレジットカードの番号は消してください) ② ①の引落しが確認できる申請者名義の通帳の写し
13	申請書を提出してから、どれくらいの期間で補助金を受け取ることができますか？	申請書を受理してから、約1か月半～2か月後の振込みを予定しています。
14	補助金の現金での受取りは可能ですか？	補助金の受取り方法は、申請者本人名義の口座振込のみで、現金での受取りはできません。